

## 独立行政法人会計基準等と国立大学法人会計基準等(案)の新旧対照表

| 独立行政法人会計基準及び注解<br>改訂前  | 独立行政法人会計基準及び注解<br>改訂後   | 国立大学法人会計基準及び注解<br>現行  | 国立大学法人会計基準及び注解<br>改訂後   |
|--|---|---|---|
| 1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準   |   |   |   |
| <p data-bbox="71 426 774 514">&lt;注5 5&gt;重要な会計方針の開示について<br/><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="71 926 774 1050"><u>1</u> 会計方針とは、独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続<u>並びに表示の方法</u>をいう。</p> <p data-bbox="71 1060 774 1092"><u>2</u> 会計方針の例としては次のようなものがある。</p> <p data-bbox="71 1102 774 1585">(1) 運営費交付金収益の計上基準<br/>(2) 減価償却の会計処理方法<br/>(3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準<br/>(4) 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準<br/>(5) 有価証券の評価基準及び評価方法<br/>(6) たな卸資産の評価基準及び評価方法<br/>(7) 債券発行差額の償却基準<br/>(8) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準<br/>(9) 未収財源措置予定額の計上基準<br/>(10) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法</p> <p data-bbox="71 1596 774 1722"><u>3</u> なお、重要な会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前項による記載の次に記載しなければならない。</p> <p data-bbox="71 1732 774 1858"><u>(1)</u> 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p data-bbox="71 1869 774 1900"><u>(2)</u> 表示方法を変更した場合には、その内容</p> | <p data-bbox="774 426 1481 472">&lt;注5 5&gt;重要な会計方針等の開示について</p> <p data-bbox="774 483 1481 598"><u>1</u> <u>重要な会計方針、表示方法又は会計上の見積りの変更を行った場合には、重要な会計方針の次に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p data-bbox="774 609 1481 735"><u>(1)</u> <u>会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p data-bbox="774 745 1481 777"><u>(2)</u> <u>表示方法の変更を行った場合には、その内容</u></p> <p data-bbox="774 787 1481 913"><u>(3)</u> <u>会計上の見積りの変更を行った場合には、その旨、変更の内容、及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p data-bbox="774 924 1481 1050"><u>2</u> 会計方針とは、独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続きをいう。</p> <p data-bbox="774 1060 1481 1092"><u>なお</u>、会計方針の例としては次のようなものがある。</p> <p data-bbox="774 1102 1481 1585">(1) 運営費交付金収益の計上基準<br/>(2) 減価償却の会計処理方法<br/>(3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準<br/>(4) 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準<br/>(5) 有価証券の評価基準及び評価方法<br/>(6) たな卸資産の評価基準及び評価方法<br/>(7) 債券発行差額の償却基準<br/>(8) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準<br/>(9) 未収財源措置予定額の計上基準<br/>(10) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法</p> <p data-bbox="774 1596 1481 1627"><u>(削除)</u></p> | <p data-bbox="1481 426 2187 514">&lt;注5 1&gt;重要な会計方針の開示について<br/><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1481 926 2187 1050"><u>1</u> 会計方針とは、国立大学法人等が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続<u>並びに表示の方法</u>をいう。</p> <p data-bbox="1481 1060 2187 1092"><u>2</u> 会計方針の例としては次のようなものがある。</p> <p data-bbox="1481 1102 2187 1543">(1) 運営費交付金収益の計上基準<br/>(2) 減価償却の会計処理方法<br/>(3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準<br/>(4) 有価証券の評価基準及び評価方法<br/>(5) たな卸資産の評価基準及び評価方法<br/>(6) 債券発行差額の償却基準<br/>(7) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準<br/>(8) 未収財源措置予定額の計上基準<br/>(9) 国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法</p> <p data-bbox="1481 1554 2187 1680"><u>3</u> <u>なお、重要な会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前項による記載の次に記載しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1481 1690 2187 1816"><u>(1)</u> <u>会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p data-bbox="1481 1827 2187 1858"><u>(2)</u> <u>表示方法を変更した場合には、その内容</u></p> | <p data-bbox="2187 426 2896 598">&lt;注5 1&gt;重要な会計方針等の開示について<br/><u>1</u> <u>重要な会計方針、表示方法又は会計上の見積りの変更を行った場合には、重要な会計方針の次に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p data-bbox="2187 609 2896 735"><u>(1)</u> <u>会計処理の原則又は手続の変更を行った場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p data-bbox="2187 745 2896 777"><u>(2)</u> <u>表示方法の変更を行った場合には、その内容</u></p> <p data-bbox="2187 787 2896 913"><u>(3)</u> <u>会計上の見積りの変更を行った場合には、その旨、変更の内容、及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p data-bbox="2187 924 2896 1050"><u>2</u> 会計方針とは、国立大学法人等が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。</p> <p data-bbox="2187 1060 2896 1092"><u>なお</u>、会計方針の例としては次のようなものがある。</p> <p data-bbox="2187 1102 2896 1543">(1) 運営費交付金収益の計上基準<br/>(2) 減価償却の会計処理方法<br/>(3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準<br/>(4) 有価証券の評価基準及び評価方法<br/>(5) たな卸資産の評価基準及び評価方法<br/>(6) 債券発行差額の償却基準<br/>(7) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準<br/>(8) 未収財源措置予定額の計上基準<br/>(9) 国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法</p> <p data-bbox="2187 1554 2896 1585"><u>(削除)</u></p> |

| 独立行政法人会計基準及び注解<br>改訂前  | 独立行政法人会計基準及び注解<br>改訂後  | 国立大学法人会計基準及び注解<br>現行  | 国立大学法人会計基準及び注解<br>改訂後  |
|--|--|---|--|
| <u>(新設)</u>  | <u>3 表示方法とは、独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した表示の方法（注記による開示も含む。）をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。</u><br><u>4 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。</u>  | <u>(新設)</u>   | <u>3 表示方法とは、国立大学法人等が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した表示の方法（注記による開示も含む。）をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。</u><br><u>4 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。</u>                                       |
| 2. 固定資産の減損額の会計処理の見直し   |  |   |  |
| <p>&lt;注14&gt;独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について</p> <p>資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の規定により、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額</p> <p>(4) 省略</p>   | <p>&lt;注14&gt;独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について</p> <p>資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p><u>(3) 「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の規定により、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額</u></p> <p>(4) 省略</p>  | <p>&lt;注13&gt; 国立大学法人等の費用の定義から除かれる事例について</p> <p>資本取引として国立大学法人等の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 別添の規定により、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額</p> <p>(4) 省略</p> | <p>&lt;注13&gt; 国立大学法人等の費用の定義から除かれる事例について</p> <p>資本取引として国立大学法人等の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p><u>(3) 「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、別添の規定により、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額</u></p> <p>(4) 省略</p> |
| <p>&lt;注60&gt;運営費交付金の会計処理について</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。</p> | <p>&lt;注60&gt;運営費交付金の会計処理について</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。</p> | <p>&lt;注55&gt;運営費交付金等の会計処理について</p>  | <p>&lt;注55&gt;運営費交付金等の会計処理について</p> <p style="text-align: center;">該当条項なし</p>   |

| 独立行政法人会計基準及び注解<br>改訂前  | 独立行政法人会計基準及び注解<br>改訂後  | 国立大学法人会計基準及び注解<br>現行   | 国立大学法人会計基準及び注解<br>改訂後  |
|--|--|--|--|
| <p>なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<br/>＜注5 5＞「重要な会計方針の開示について」第<br/>2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記し<br/>なければならない。</p> <p>(4) (省略)<br/>3～6 (省略)</p>   | <p>なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<br/>＜注5 5＞「重要な会計方針等」の開示について」第2<br/>項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しな<br/>なければならない。</p> <p>(4) (省略)<br/>3～6 (省略)</p>  | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>該当条項なし</p> </div>   |  |
| <p>第6 減損額の会計処理</p> <p>固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との<br/>差額（以下「減損額」という。）については、次のよ<br/>うに処理するものとする。</p> <p>(1) 減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業<br/>務運営を行わなかったことにより生じたものであ<br/>るときは、当該減損額を減損損失の科目により当期<br/>の臨時損失として計上する。（注1 0）</p> <p>(2) 減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業<br/>務運営を行ったにもかかわらず生じたものである<br/>ときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上<br/>せず、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余<br/>金の控除項目として計上する。</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>第6 減損額の会計処理</p> <p>固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との<br/>差額（以下「減損額」という。）については、次のよ<br/>うに処理するものとする。</p> <p>(1) <u>「第8 7 特定の償却資産の減価に係る会計処理」</u><br/><u>を行うこととされた償却資産及び非償却資産につ</u><br/><u>いて減損が発生した場合において、その減損が、独</u><br/><u>立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行</u><br/><u>わなかったことにより生じたものであるときは、当</u><br/><u>該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失</u><br/><u>として計上する。（注1 0）</u></p> <p>(2) <u>「第8 7 特定の償却資産の減価に係る会計処理」</u><br/><u>を行うこととされた償却資産及び非償却資産につ</u><br/><u>いて減損が発生した場合において、その減損が、独</u><br/><u>立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行</u><br/><u>ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該</u><br/><u>減損額は損益計算書上の費用には計上せず、損益外</u><br/><u>減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項</u><br/><u>目として計上する。</u></p> <p>(3) <u>「第8 7 特定の償却資産の減価に係る会計処理」</u><br/><u>を行うこととされた償却資産以外の償却資産につ</u><br/><u>いて減損が発生した場合には、当該減損額を減損損</u><br/><u>失の科目により当期の臨時損失として計上する。</u></p> | <p>第6 減損額の会計処理</p> <p>固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差<br/>額（以下「減損額」という。）については、次のよう<br/>に処理するものとする。</p> <p>(1) 減損が、国立大学法人等が中期計画等で想定した業<br/>務運営を行わなかったことにより生じたものである<br/>ときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨<br/>時損失として計上する。（注1 0）</p> <p>(2) 減損が、国立大学法人等が中期計画等で想定した業<br/>務運営を行ったにもかかわらず生じたものであると<br/>きは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せ<br/>ず、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の<br/>控除項目として計上する。</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>第6 減損額の会計処理</p> <p>固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差<br/>額（以下「減損額」という。）については、次のよう<br/>に処理するものとする。</p> <p>(1) <u>「第8 4 特定の償却資産の減価に係る会計処理」</u><br/><u>を行うこととされた償却資産及び非償却資産につ</u><br/><u>いて減損が発生した場合において、その減損が、国</u><br/><u>立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行</u><br/><u>わなかったことにより生じたものであるときは、当該</u><br/><u>減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失とし</u><br/><u>て計上する。（注1 0）</u></p> <p>(2) <u>「第8 4 特定の償却資産の減価に係る会計処理」</u><br/><u>を行うこととされた償却資産及び非償却資産につ</u><br/><u>いて減損が発生した場合において、その減損が、国</u><br/><u>立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行</u><br/><u>ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減</u><br/><u>損額は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損</u><br/><u>損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目とし</u><br/><u>て計上する。</u></p> <p>(3) <u>「第8 4 特定の償却資産の減価に係る会計処理」</u><br/><u>を行うこととされた償却資産以外の償却資産につ</u><br/><u>いて減損が発生した場合には、当該減損額を減損損</u><br/><u>失の科目により当期の臨時損失として計上する。</u></p> |

| 独立行政法人会計基準及び注解<br>改訂前 | 独立行政法人会計基準及び注解<br>改訂後 | 国立大学法人会計基準及び注解<br>現行   | 国立大学法人会計基準及び注解<br>改訂後   |
|-----------------------|-----------------------|--|---|
| 3. 土地の譲渡取引に係る会計処理の見直し |                       |  |   |
|                       |                       | <p>第94 土地の譲渡取引に係る会計処理</p> <p>1 準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地に係る譲渡取引で、当該譲渡取引により生じた収入額から独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付額を差し引いた額を資本的支出に充てた場合には、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注66)(注67)</p> <p>2 準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地に係る譲渡取引で、当該譲渡取引により生じた収入額から独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付額を差し引いた額を資本的支出に充てた場合において、譲渡取引に要した費用(国立大学法人法第7条第4項の文部科学大臣が定める基準により、独立行政法人国立大学財務・経営センターが負担する費用を除く。以下同じ。)については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注67)</p> <p>&lt;注66&gt;譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付について<br/>準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地に係る譲渡取引で、当該譲渡取引により生じた収入額から独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付額を差し引いた額を資本的支出に充てた場合において、当該土地の帳簿価額を超える額を独立行政法人国立大学財務・経営センターへ納付するときは、資本剰余金を直接減額するものとする。</p> | <p>第94 土地の譲渡取引に係る会計処理</p> <p>1 準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地に係る譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注66)(注67)</p> <p>2 準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地に係る譲渡取引に要した費用(国立大学法人法第7条第4項の文部科学大臣が定める基準により、独立行政法人国立大学財務・経営センターが負担する費用を除く。以下同じ。)については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注67)</p> <p>&lt;注66&gt;譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付について<br/>準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地に係る譲渡取引で、当該土地の帳簿価額を超える額を独立行政法人国立大学財務・経営センターへ納付するときは、資本剰余金を直接減額するものとする。</p> |

| 独立行政法人会計基準及び注解<br>改訂前 | 独立行政法人会計基準及び注解<br>改訂後 | 国立大学法人会計基準及び注解<br>現行  | 国立大学法人会計基準及び注解<br>改訂後  |
|-----------------------|-----------------------|---|--|
|                       |                       | <p>&lt;注67&gt;国立大学法人等業務実施コストについて</p> <p>国立大学法人等が、準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地の譲渡取引で、当該譲渡取引により生じた収入額から独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付額を差し引いた額を資本的支出に充てた場合には、譲渡取引により生じた譲渡差額及び譲渡取引にかかる費用については、国立大学法人等業務実施コストに属するものとし、国立大学法人等業務実施コスト計算書において、損益外除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。</p> | <p>&lt;注67&gt;国立大学法人等業務実施コストについて</p> <p>国立大学法人等が、準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地に係る譲渡取引により生じた譲渡差額及び譲渡取引にかかる費用については、国立大学法人等業務実施コストに属するものとし、国立大学法人等業務実施コスト計算書において、損益外除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。</p> |